

通告４番目、６番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。６番、尾和正之でございます。

冒頭、第一声としまして申し上げさせていただきます。今なお長期間にわたって新型コロナウイルス感染症医療対策に携わる全ての皆様に、心から感謝と敬意を表させていただきますと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、今回、危険な盛土、切土について、そしてヤングケアラー・ダブルケアについて、この２つの点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

まず、危険な盛土、切土について、５点お伺いします。この質問は、昨年、静岡県熱海市で発生した土石流災害で問題視されている盛土に関して、昨年７月以降、国は盛土による災害防止のための盛土総点検を命じており、昨年１２月２１日、和歌山県盛土総点検が完了したことで、本市の現状と今後の対応に注視し、定義していきたいと思えます。

初めに、この災害で犠牲になられた方々、いまだに行方不明の方もおられます。犠牲になられた方々、心からご冥福をお祈り申し上げさせていただきますと思えます。そして、被災地域の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

補足情報ですが、令和４年２月２５日報告では、人的被害、犠牲者、災害関連含む２７名、住宅被害９８棟となっています。今日、２０１４年、広島県、近年、九州を襲った豪雨災害、昨年の静岡県熱海市で大規模な土石流の原因となった豪雨をはじめ災害級の豪雨が多発しています。世界各地で起こる異常気象が異常でなくなりつつある中、地球温暖化に起因する気象変動と考えなければ、頻発する異常豪雨に対しても国と行政が連携して何らかの適応策を講じなければなりません。

しかしながら今回災害は、静岡県副知事が見解を示し、違法な盛土が原因と述べたように、この土砂災害は法令基準を大幅に超えた違法な盛土が原因としています。国は、２０２１年１２月３１日時点で、全国における土砂災害警戒区域等の指定状況として、和歌山県では土砂災害警戒区域２万１,８７９か所、うち土砂災害特別警戒区域２万２９６か所としています。土砂災害防止法に基づいて、土石流、急傾斜地崩壊、地滑りの警戒区域を満たす区域を足すと２万１,８７９か所になります。これは全国的にも９番目に多く、他人事では済まされません。

この災害を受け、昨年の７月７日、和歌山県の仁坂知事が、県内の土砂災害警戒

区域などのうち、過去に盛土造成した箇所を洗い出し、総点検をしたと発表し、その後、10月20日に県内の盛土の点検結果を公表しました。その内容は、盛土が崩れて最も警戒する必要がある土石流の警戒区域5,505か所を航空写真で調査し、1996年以前の鮮明な写真と20年の写真を比べ、土石流発生のおそれがある土砂災害区域とその流域の盛土箇所を合わせた838か所のうち、その中から最優先すべき現地点検箇所として76か所としました。

この問題は、天災のみならず、人災にも関連する問題で、想定外でしたので終わらせはいけない問題だと考えます。全ての市民が安心して安全な暮らしができる前提を脅かされた社会問題であるからです。そこで、この問題についてお答えください。

それでは質問ですが、1点目として、前文で県が指定した土砂災害警戒区域の838か所のうち、岩出市に該当する箇所は幾つありますか。

2点目としまして、県が最優先すべき現地箇所は76か所とありますが、岩出市に該当する箇所は。

3点目としまして、根来地区内の菩提川に関して、岩出市作成都市計画総括図、平成26年8月修正並びに国土地理院作成都市圏活断層図、粉河、平成8年9月発行及び岩出市作成、岩出市ため池ハザードマップ、令和3年3月作成によれば、当該箇所では防災重点農用地のため池である地蔵池に2本の流れが流入したこの下流で、菩提峠東側に根来断層の横ずれ活動によって生じた谷が2つある防災重点農業用のため池である砂防堤を経て、2本の流れが交わり、菩提川となっている場所です。

前記のため池ハザードマップで表示された浸水区域の市民から、菩提川周辺に関する相談を受け、質問します。

菩提川は河川法として該当するのか。また水量、川の流れに関して、どのように管理しているのか。現状、個人宅に直接的に流れる構造になっているがどうか。この点についてお聞かせください。

4点目としまして、現状から心配する声に対して、大雨時には当該水路南側に大量の盛土がされているが、土石流が発生する可能性があるのでは。また、この対策はどうか。

5点目として、周知の埋蔵文化財包蔵地としての関係はどうか。

この5つについてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、危険な盛土、切土についての1点目と2

点目を併せてお答えいたします。

岩出市では、区域指定権者の県により土石流に区分される土砂災害警戒区域は40か所、そのうち特別警戒区域に含むところが30か所、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は44か所、特別警戒区域は全ての箇所に含まれて指定されております。

また、和歌山県において、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害を踏まえ、盛土の総点検を実施し、令和3年12月に完了してございます。

点検方法といたしましては、航空測量データ等を活用し、岩出市では盛土箇所158か所を抽出し、その中から目視による現地点検を12か所で行っています。現地点検の結果、より詳細に調査を実施し、対策を行うべき箇所につきましてはありませんでした。

なお、盛土箇所158か所のうち、土石流に関する土砂災害警戒区域及びその流域における盛土箇所は11か所で、目視による現地点検を実施した箇所はありませんでした。

次に3点目、根来地区内の菩提川に関してについてお答えいたします。

議員ご質問の菩提川は、河川法上の河川かにつきましては、河川法上の河川ではなく、岩出市法定外公共物管理条例に基づき、岩出市が財産管理してございます。維持管理につきましては、隣接する土地所有者や水利組合と地域でご協力していただき、清掃などの日常管理等をお願いしてございます。

なお、水路の形態等の変更につきましては、岩出市法定外公共物管理条例に基づき、手続が必要となります。

次に4点目、大雨時には土石流が発生する可能性があるが、対策はどうかについてお答えいたします。

菩提川には、県が設置した土石流対策としまして、砂防堰堤が2基、床止工7基が設置されています。また、上流において新たな林地開発がなく、現在のところ、現地に設置している砂防施設で問題がないと考えてございます。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 5点目についてお答えいたします。

県指定の土砂災害警戒区域内にある埋蔵文化財包蔵地として、根来遺跡と船戸山古墳が該当いたします。埋蔵文化財包蔵地内で土砂災害等が発生し、復旧作業等を実施する場合は、事業者や関係機関と埋蔵文化財の取扱いについて協議を行い、文化財保護法に基づく手続が必要となります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行います。

下流域に住む市民は、第一に安全であること、安心して生活できる環境を求めています。今年3月、宅地造成及び特定盛土等規制法を改正されると聞いているが、所有者、造成業者に対して、違反した場合は罰則が強化されると聞いております。

そこで、2つの点で質問させていただきます。

1つ目は、岩出市内における宅地造成工事規制区域の有無と今後の法改正について、市としてどう捉えているのか、お答えください。

2つ目としまして、一般的に水路内に個人等が許可なく、現況を変更した場合、市はどう対応するのか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

岩出市内における宅地造成工事規制区域の有無と今後の法改正をどう捉えているのかについてですが、現在、岩出市におきましては、宅地造成等規制法に係る宅地造成工事規制区域の指定はされておられません。したがって、市内において個人が盛土のために工事を行うことに対して規制はありません。

しかし、昨年、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在している等を踏まえ、国において盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成等規制法の一部を改正する法律案が3月1日に閣議決定されました。

今後は、この法律案に基づき、法整備が進んでいくものと思われまますので、岩出市としましても、その動向に注視してまいります。

次に、水路内に個人等が許可なく現状を変更した場合、市の対応についてですが、岩出市法定外公共物管理条例に基づき適正に指導してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、ヤングケアラー・ダブルケアについて、2点ご質問します。

以前、30代、40代の知り合いと日々の生活について話していたときだと思えますが、子育てと介護の同時はしんどいよと言われ、これって何とかケアだよねって話したことがありました。そのときは、私自身、何とかケアがすごく気になったのを覚えています。

最近ですが、ニュースの中で、育児と介護、両方を受け付けるダブルケア相談窓口設置によるきめ細やかな支援と組織の柔軟性が住民に分かりやすいなど、地方自治が取り上げられている番組を見たとき、このダブルケアについて理解することができました。

それと並行して、ヤングケアラーについても耳にしておりましたが、そのときは同じ意味合いの内容とっておりました。そんなときY o u T u b eで視聴したのが、ヤングケアラーの短編映画や数多くの特集番組です。

この中に厚生労働省が2022年1月27日に配信した元ヤングケアラーとの特別対談、題名「ヤングケアラーって、知っていますか」という番組です。厚生労働省からヤングケアラーの内容として発表しているのが、慢性的な病気や障害、精神疾患のある保護者や祖父母の介護や家事、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供と定義されています。これを視聴することで、初めてヤングケアラーとダブルケアとは違う意味合いであると認識することができました。この2つの問題は、近い将来、社会問題化すると言われていますが、まだ知られておらず、全国的に取組事例も多くないのが現実であります。

この問題で過度な負担になっている場合には、置かれた現状や要望、相談を把握し、負担になっている方々に支援と改善、これからに向けた効果的な対策を進めていく必要があると考えます。

そこで、ヤングケアラー・ダブルケアについて、市の実態把握はできているのか、お答えください。

2点目としまして、今後の課題と対策について、市の見解をお聞かせください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2番目、ヤングケアラー・ダブルケアについての1点目、市の実態把握はできているのかについてお答えします。

まず、ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、自身がや

りたいことができず、自身の権利が守られていない18歳未満の子供とされ、代表的なものとして、慢性的な病気や障害、精神疾患のある家族の介護や家事、年下の兄弟の世話などが想定されます。

市では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、那賀振興局、岩出警察署、和歌山乳児院、岩出市教育委員会、岩出障害児者相談・支援センター、市関係各課などから成る要保護児童対策地域協議会で、虐待通告のあったケースや見守りを行っている要支援家庭などについて協議・検討し、関係機関との情報共有や連携協力の対応を進めていく中で、家事や兄弟の世話をしている気になる子供の把握に努め、ヤングケアラーの早期発見に取り組んでいます。

令和2年度、令和3年度ともに要保護児童対策地域協議会の取扱いケースで、ヤングケアラーと思われる子供のケースはありませんが、今後も関係機関との情報連携の下、ヤングケアラーの実態把握に努めてまいります。

続いて、ダブルケアについてですが、近年の晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化の進行等により、子育てと介護を同時に抱えている状態をダブルケアと言います。

ダブルケアの実態把握につきましては、市において直接そういった調査は実施してございませんが、令和元年12月に在宅介護実態調査を実施したところ、主な介護者の年齢は、9割以上が50歳以上の方で、40代が7.5%、30歳代は0.4%でありました。内閣府の調査では、ダブルケアを行う者の年齢構成は、30歳から40歳代が多いとの結果であり、本市の調査結果に照らすと、7.9%の中にダブルケアによる精神的・身体的な負担を感じている方がいる可能性が高いと推察され、懸念されているところです。

また、地域包括支援センターへの相談のうちダブルケアについての相談は、令和2年度はありませんでしたが、令和3年度は1件あり、市としましては、ダブルケアの実態として多いとは認識しておりませんが、看過できない問題として捉えています。

続いて2点目、今後の課題と対策について市の見解をについてお答えします。

ヤングケアラーにおいて、子供が家族のお世話や手伝いをする事自体は、本来すばらしい行為であり、ヤングケアラーの存在自体が問題ではなく、子供への負担が過大であったり、子供が負担を1人で抱え込んでしまったりすることが問題であると考えています。

要保護児童対策地域協議会では、虐待等により、子供の安全確保など緊急性の高い対応を優先して行いますが、緊急性が低いと判断された場合も、要支援家庭とし

て気になる子供の家庭訪問や保育所、学校等での見守りを行っており、これら訪問や見守りの中で、介護や家事、兄弟の世話などにより、健康に生きる権利、教育を受ける権利、子供らしく過ごせる権利など、本来守られるべき子供の権利が侵害されていると判断した場合は、その権利が守られるよう、必要な支援につなげてまいります。

続いて、ダブルケアについてですが、ダブルケアは一般的に女性の負担が大きく、育児と介護の負担が1人に集中する傾向にあり、介護者の孤立化、仕事との両立が困難になることによる離職やそれに伴う経済的な問題等、多くの課題があると認識しております。

岩出市における相談体制は、子育てについては子育て世代包括支援センターで、介護については地域包括支援センターで対応しているところです。個別の窓口で対応した場合でも、当事者の状況に応じて、それぞれの窓口が連携し、支援を行っております。

今後の対策につきましては、介護サービス利用の支援を行う介護支援専門員に対し、介護休業制度等の情報提供や子育ての相談窓口の周知を行うことで、相談・支援が充実できるよう努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を2点行わせていただきます。

1点目は、ダブルケアについて、全国的に相談窓口が1つになっている動きがあり、前文のニュース内の堺市では、ダブルケアの窓口が設置されています。また、他の自治体では、ホームページ等でメールのやり取り等など、あらゆる手段で支援相談体制を取っております。

岩出市でも、育児、介護それぞれの窓口が異なる中で、子育てと介護の相談を一体的に受け付ける窓口が必要だと考えていますが、本市ではどのように考えているのかお答えください。

2点目としまして、ヤングケアラー、ダブルケア共にまだまだ認知度が低いのが問題であり、市民への周知を進めてほしいという願いがあります。岩出市のホームページでも周知をお願いしたいと考えておりますが、この2点についてお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、子育てと介護の相談を一体的に受け付ける窓口が必要と考えるがどうかということでございますが、ヤングケアラー、ダブルケア共に育児・介護・生活困窮など、複合的な問題を抱えているケースが少なくないと考えられます。

ヤングケアラーにおいては、サービスの分野や内容により担当機関は異なりますが、必要な支援につなげるための相談窓口を生活支援課に設置しています。また、ダブルケアについては、現在のところ専門の窓口設置等は考えておりません。引き続き子育て、介護それぞれの窓口が連携し、支援を行ってまいります。

また、近隣自治体の状況や先進地、先ほど堺市のご紹介もありましたけれども、先進地の取組等についても今後研究してまいります。

2点目で、ヤングケアラー、ダブルケア共にまだまだ認知度が低いのが問題であって、市民に周知をしてもらいたいということでございますが、ヤングケアラーについてはもともと家庭内のデリケートな問題であるほか、本人や家族に自覚がない場合も多く、支援が必要なレベルであっても表面化しにくい構造にあるため、身近な大人や学校、市役所等への相談や通告につながるよう、広報等での周知に努めるとともに、窓口へのパンフレット設置や学校との連携強化など、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。また、ダブルケアにつきましても広報に周知記事を掲載するとともに、相談窓口についても周知してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。



